

令和 6 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省総合政策局政策課貨物流通事業室）

項目名	物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置										
税目	所得税、法人税										
要望の内容	<p>【制度の概要】 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（以下「物流総合効率化法」という。）に基づく物流効率化のための計画（以下「総合効率化計画」という。）の認定を受けた者が、同計画に基づき取得した事業用資産（以下「特定流通業務施設」という。）について、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の 100 分の 8 に相当する金額の合計額とする特例措置（8%の割増償却）。</p> <p>【要望の内容】 上記特例措置を延長するとともに物流総合効率化法の改正を前提に「物流 2024 年問題」等の社会情勢の急激な変化に的確に対応できるよう、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>【関係条文】 （所得税） 租税特別措置法 第 15 条 税特別措置法施行令 第 8 条 租税特別措置法施行規則 第 6 条の 2 （法人税） 租税特別措置法 第 48 条、税特別措置法施行令 第 29 条の 6 租税特別措置法施行規則 第 20 条の 22 （その他） 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 第 2 条、第 4 条、第 7 条</p>										
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(</td> <td>100 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(</td> <td>— 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(100 百万円)	(改正増減収額)	(— 百万円)	
平年度の減収見込額	—	百万円									
(制度自体の減収額)	(100 百万円)									
(改正増減収額)	(— 百万円)									

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>2024 年度からのトラックドライバーへの時間外労働の上限規制の適用などの物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、物流施設の整備・機能強化を推進し、荷待ち時間が発生しない省労働力型の物流体系の構築を目指すとともに、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図る。また、これにより我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>物流は国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであるが、人手不足や長時間労働等による厳しい労働環境などの様々な課題が深刻化している。このような状況を受け、2024 年度にトラックドライバーへの労働時間規制の見直しが行われるが、これに伴い物流が停滞するおそれがあるという、いわゆる「物流 2024 年問題」に直面している。</p> <p>トラックドライバーの長時間労働の大きな要因としてあげられるのが、車両の集中や倉庫内作業の遅れ等により発生する荷待ち時間である。このため、サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす倉庫が荷待ち時間の削減を含めた流通業務の合理化を一層推進することが強く求められているところ。</p> <p>また、「物流革新に向けた政策パッケージ（令和 5 年 6 月 2 日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定）」においては、「サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす営業倉庫が 2024 年問題等の社会情勢の急激な変化に的確に対応できるよう、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）の計画認定制度に関し効果的な見直しを行い、物流 G X ・ D X 設備等の導入に加え、物流施設の整備・機能強化を推進する。」とされており、荷主や倉庫業者を含む物流事業者における物流負荷の軽減に向けた規制的措置等の導入が検討されているところ。</p> <p>このような規制的措置等に合わせて、本特例措置に係る税制上の所要の措置を講じることにより、さらなる物流施設の整備・機能強化を推進し、荷待ち時間が発生しない省労働力型の物流体系の構築を図り、「物流 2024 年問題」の課題に対して取り組むことが必要である。</p>	
<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>租税特別措置等に係る政策評価及び国土交通省政策評価体系上の位置づけ</p> <p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>総物流施策大綱（2021 年度～2025 年度）（令和 3 年 6 月 15 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新設倉庫における荷待ち発生率 【2020 年度 約 25% → 2025 年度 0%】 ●物流総合効率化法による認定件数（輸送網の集約） 【2020 年度 141 件 → 2025 年度 330 件】

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項			
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年度及び令和7年度）
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
有効性		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>特定流通業務施設の整備に当たっては、多額の設備投資資金が必要となる一方、投資の回収にも時間を要するため、倉庫事業者は倉庫を新設する際に荷待ち時間の削減に資する設備の導入に踏み切ることが出来ない。そのため、課税を繰り延べることで初期投資の負担を軽減し、キャッシュフローを改善させる本措置は、倉庫新設時にトラック予約受付システム等を導入するインセンティブとなっている。</p> <p>本特例措置により、輸送フローにおける労働生産性の向上が図られた特定流通業務施設の整備が促進される。</p>
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業（令和6年度予算概算要求額：400百万円） ・ 物流業務自動化設備導入支援（令和6年度予算概算要求額：200百万円） ・ 新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石転換推進事業（令和6年度予算概算要求額：6,200百万円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算上の措置は庫内作業フロー改善等により、物流施設側の作業の平準化や人手不足を補うこと等に資するものである。一方で本特例措置は適用要件であるトラック予約受付システム等の導入により、トラックドライバーの荷待ち時間削減を図るものである。</p>
		要望の措置の妥当性	<p>本特例措置の適用は、物流総合効率化法の認定を受けた総合効率化計画に基づき、倉庫用建物等を新たに取得した事業者に限定しており、かつ、措置の内容は、課税の直接的な減免ではなく、課税の繰り延べであることから、荷待ち時間が発生しない省労働力型の物流体系を構築するためのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

(単位：(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円)

年度	適用件数	適用額	減収額
令和2年度	18	223	52
令和3年度	17	269	62
令和4年度	24	211	49

注1：令和2年及び令和3年における適用件数及び適用総額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和5年2月国会提出）」に基づき記載。減収額は、適用総額に当該年度に適用された法人税率を乗じて算出。

注2：令和4年度における適用件数及び適用総額は、地方運輸局長が発行した「新設・増設倉庫証明書」に基づき記載。減収額は、適用総額に当該年度に適用された法人税率を乗じて算出。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

倉庫用建物等の割増償却

① 租税特別措置法の条項：第15条、第48条、第68条の36

② 適用件数

令和元年度：13件

令和2年度：18件

令和3年度：17件

③ 適用総額

令和元年度：159,811千円

令和2年度：222,850千円

令和3年度：268,516千円

租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）

—

前回要望時の達成目標

「総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）（令和3年6月15日閣議決定）」

●特定流通業務施設の整備を伴う総合効率化計画の認定件数
141件（2020年）→330件（2025年）

●物流業務の自動化・機械化やデジタル化により、物流DXを実現している物流事業者*の割合

*物流業務の自動化・機械化やデジタル化により、従来のオペレーションの改善や働き方改革などの効果を定量的に得ている事業者をいう。

【70%（2025年度）】

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	ー
これまでの 要望経緯		平成 8 年度 延長 (償却率 20/100) 地区要件の追加 平成 10 年度 延長 (償却率 18/100) ランプウェイ構造追加 平成 12 年度 延長 (償却率 16/100) 平成 14 年度 延長 (償却率 12/100) 規模要件の引き上げ 平成 16 年度 延長 (償却率 10/100) 輸入対応型倉庫用建物等の 廃止 平成 17 年度 延長 (償却率 10/100) 要件の見直し 平成 18 年度 延長 (償却率 10/100) 平成 19 年度 延長 (償却率 10/100) 平成 21 年度 延長 (償却率 10/100) 平成 23 年度 延長 (償却率 10/100) 要件の追加 平成 25 年度 延長 (償却率 10/100) 災害要件の追加 平成 27 年度 延長 (償却率 10/100) 規模要件の引き上げ 平成 28 年度 延長 (償却率 10/100) 要件の見直し 平成 30 年度 延長 (償却率 10/100) 令和 2 年度 延長 (償却率 10/100) 令和 4 年度 延長 (償却率 8 /100) 要件の見直し